

相対評価の給与反映について（研究職・医療職(1)・医療職(2)・医療職(3)）

1 昇給

(1) 昇給号給数について

【研究職】

相対区分	昇給号給数	
	研究職 2 級	研究職 1 級
第 1 区分	6 号給	6 号給
第 2 区分	5 号給	5 号給
第 3 区分	4 号給	4 号給
第 4 区分	2 号給	2 号給
第 5 区分	昇給なし	昇給なし

【医療職（1）】

相対区分	昇給号給数	
	医療職（1） 2 級	医療職（1） 1 級
第 1 区分	6 号給	6 号給
第 2 区分	5 号給	5 号給
第 3 区分	4 号給	4 号給
第 4 区分	2 号給	2 号給
第 5 区分	昇給なし	昇給なし

【医療職（２）】

相対区分	昇給号給数		
	医療職（２）３級	医療職（２）２級	医療職（２）１級
第１区分	６号給	６号給	５号給
第２区分	５号給	５号給	５号給
第３区分	４号給	４号給	４号給
第４区分	２号給	２号給	２号給
第５区分	昇給なし	昇給なし	昇給なし

※医療職（２）１級で大学卒（薬学大・獣医大を含む）以外の初任給基準で採用された職員のうち、採用後３年目までの職員については、「第４区分」は３号給、「第５区分」は２号給とする。

ただし、懲戒処分等があった事により「第４区分・第５区分」に決定された場合、「第４区分」は２号給、「第５区分」は昇給なしとする。

【医療職（３）】

相対区分	昇給号給数			
	医療職（３）４級	医療職（３）３級	医療職（３）２級	医療職（３）１級
第１区分	６号給	６号給	５号給	５号給
第２区分	５号給	５号給	５号給	５号給
第３区分	４号給	４号給	４号給	４号給
第４区分	２号給	２号給	２号給	３号給
第５区分	昇給なし	昇給なし	昇給なし	２号給

※医療職（３）１級について、懲戒処分等があった事により「第４区分・第５区分」に決定された場合、「第４区分」は２号給、「第５区分」は昇給なしとする。

（２）５５歳以上（医療職給料表（１）については、５７歳以上）の昇給抑制について原則、昇給を停止する。

ただし、相対区分が「第１区分・第２区分」の場合は、１号給昇給とする。

2 勤勉手当

- (1) 評価区分及び割増支給率について
(支給月数は、平成 24 年度実績)

総額の基礎となる支給月数
0.675 月

相対区分	支給率			
	行政職 4 級相当	行政職 3 級相当	行政職 2 級相当	行政職 1 級相当
第 1 区分	$0.675 \text{ 月} + 2\alpha$	$0.675 \text{ 月} + 2\beta$	$0.675 \text{ 月} + 2\gamma$	$0.675 \text{ 月} + 2\delta$
第 2 区分	$0.675 \text{ 月} + \alpha$	$0.675 \text{ 月} + \beta$	$0.675 \text{ 月} + \gamma$	$0.675 \text{ 月} + \delta$
第 3 区分	0.675 月	0.675 月	0.675 月	0.675 月
第 4 区分	0.64 月	0.64 月	0.64 月	0.64 月
第 5 区分	0.605 月	0.605 月	0.605 月	0.605 月

※割増支給率については、行政職給料表の各級に相当する職務の級ごとに原資のグループを作り、その合計額から算出する。

※行政職の各級に相当する他の給料表の各級は、次の表のとおり

(勤勉手当の対応表)

行政職	研究職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)
1 級				1 級
2 級			1 級	2 級
3 級	1 級	1 級	2 級	3 級
4 級	2 級	2 級	3 級	4 級

(2) 再任用職員の勤勉手当への成績率の導入について
 (支給月数は、平成 24 年度実績)

総額の基礎となる支給月数
0.325 月

相対区分	支給率			
	行政職 4 級相当	行政職 3 級相当	行政職 2 級相当	行政職 1 級相当
第 1 区分	$0.325 \text{ 月} + 2\alpha'$	$0.325 \text{ 月} + 2\beta'$	$0.325 \text{ 月} + 2\gamma'$	$0.325 \text{ 月} + 2\delta'$
第 2 区分	$0.325 \text{ 月} + \alpha'$	$0.325 \text{ 月} + \beta'$	$0.325 \text{ 月} + \gamma'$	$0.325 \text{ 月} + \delta'$
第 3 区分	0.325 月	0.325 月	0.325 月	0.325 月
第 4 区分	0.308 月	0.308 月	0.308 月	0.308 月
第 5 区分	0.29 月	0.29 月	0.29 月	0.29 月

※割増支給率については、行政職給料表の各級に相当する職務の級ごとで原資のグループを作り、その合計額から算出する。

※行政職相当級については、(1)の表のとおり。